様式第２号(第16条関係)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(表)

|  |
| --- |
| 随意契約見積通知書  第　　　　号  　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　殿  宇美町長　　　　　　　　　印    契約件名  工事・履行等の場所  　上記契約について、下記により随意契約見積に付することにしたので、別添仕様書並びに現場等熟知のうえ、見積されるよう通知します。  記  １　設計図書の貸与日時　　　　　　　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分  場　　　　　　　所  ２　見積書を提出する日時（期限）　　　　　　　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分  　　　会　　　　　　　場  　３　開札日時　　　 指名業者の見積書又は辞退届が全て提出されたとき  　４　しゅん工等期限　　　　　　　　年　　月　　日  　５　落札者の決定基準　　　予算の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を  　　　　　　　　　　　　　　落札者とする。 |

備考　用紙寸法は、日本工業規格A列4番とする。

(裏)

|  |
| --- |
| 見積心得書  1　見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。  2　見積参加者は、見積に当たっては、競争を制限する目的で他の見積参加者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。  3　見積参加者は、落札者の決定前に、他の見積参加者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。  4　見積者のうち、予算の範囲内で、最低制限価格以上の見積者のうち最低価格の見積者を落札者とする。ただし、同価格の見積者があったときは、見積書の再提出を求める、又は時間的余裕がないときは、くじによつて落札者を決定する。  5　予定価格を超えた又は最低制限価格未満の見積は、無効とする。  6　見積書に記入する金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額とする。  7　見積書は本人提出とし、代理人のときは委任状を提出しなければならない。  8　見積参加者は、見積書を提出するまでの間において、見積辞退届を提出することにより、  自由に見積を辞退することができる。ただし、同日複数の指名を受けている場合は、すべての見積を辞退しなければならない。  9　見積書については、会社名及び代表者名を併記し、社印を押印しなければならない。なお、代理人が提出する見積書は、前記の必要事項に加え、代理人名及びその者の押印を要す。  10　第7項及び前項の条件に違反した見積は、宇美町契約規則（平成21年宇美町規則第5号）の規定により、無効とする。  11　落札人は、落札決定から起算して7日以内（宇美町の休日を定める条例（平成元年宇美町条例第12号）第1条第1項に定める日（土曜日、日曜日、祝日、12/29～1/3）を除く。）に契約締結手続きをしなければならない。  12　契約金額130万円以上の建設工事に係る契約で、保証事業会社の保証があるときは、予算の範囲内で請負代金額の10分の4以内(千円未満切捨)の前金払を請求することができる。  13　建設工事に係る請負者は、建設業退職金共済組合に加入し、当該工事の掛金収納書を速やかに提出しなければならない。  14　前各項に定めるもののほか、宇美町契約規則その他入札に関する法令を守らなければならない。 |